

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）8月4日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	石狩管内 中学校 教諭 男性（46歳）	懲戒免職	令和4年12月、校内で、自校女子生徒に下着を露出させた上で、胸部を下着の上から触るなどした。
2	胆振管内 中学校 教諭 男性（52歳）	懲戒免職	令和4年3月から同年7月までの間に、自校を卒業した女子生徒が18歳未満であることを認識しながら、複数回にわたり性交した。
3	伊達市 中学校 教諭 男性（59歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和元年11月、特別教室で生徒を指導した際、当該生徒が反抗的な態度をとったと感じ、当該生徒の左脇腹あたりを右拳でねじるように押し、左頬を右手の指で軽くたたくなどした。